



**G310 Trophy**

Supported by **BMW MOTORRAD Club Japan**

**2026 G310 Trophy**

Supported by **BMW MOTORRAD Club Japan**

**特別規則書**

**SUPPLEMENTARY REGULATION**

**2026/5/16**



**SUZUKA CIRCUIT**

公 示	- 3 -
第 1 章 運営規則	- 3 -
第 1 条 競技会の名称	- 3 -
第 2 条 主催者	- 3 -
第 3 条 開催場所	- 3 -
第 4 条 大会役員	- 3 -
第 5 条 参加者資格および指名登録	- 3 -
第 6 条 開催日程・開催クラス	- 3 -
第 7 条 公式予選・レース周回数	- 4 -
第 8 条 参加申込・申込期間	- 4 -
第 9 条 参加定員	- 4 -
第 10 条 参加料	- 4 -
第 11 条 料金規定	- 5 -
第 12 条 もてぎ・鈴鹿共済会(以下MS共済会)	- 5 -
第 13 条 クレデンシャル(身分証)と通行証	- 5 -
第 14 条 ピット・パドックの使用	- 5 -
第 15 条 選手受付	- 5 -
第 16 条 参加競技車両	- 6 -
第 17 条 自動計測装置(トランスポンダー)	- 6 -
第 18 条 公式車両検査・ライダーの装備	- 7 -
第 19 条 下見バス	- 7 -
第 20 条 ブリーフィング	- 7 -
第 21 条 ピットレーン	- 7 -
第 22 条 走行中の注意・遵守事項	- 10 -
第 23 条 公式予選	- 11 -
第 24 条 スタート前チェック	- 11 -
第 25 条 スタート	- 12 -
第 26 条 決勝時のピットストップについて	- 13 -
第 27 条 赤旗時について	- 13 -
第 28 条 レース終了	- 13 -
第 29 条 順位認定	- 14 -
第 30 条 参加者の遵守事項	- 14 -
第 31 条 負傷時の医務室受診義務	- 14 -
第 32 条 賞典	- 14 -
第 33 条 主催者の権限	- 14 -
第 34 条 大会役員の実任	- 15 -
第 35 条 本規則の解釈	- 15 -
第 36 条 公式通知の発行	- 15 -
第 37 条 本規則の施行	- 15 -
第 2 章 バイアスクラス車両規則	- 16 -



# 公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた 2026 年 MFJ 国内競技規則ならびに、2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書および本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

## 第 1 章 運営規則

### 第 1 条 競技会の名称

2026 G310 Trophy Supported by BMW MOTORRAD Club Japan

### 第 2 条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL : 059-378-3405

### 第 3 条 開催場所

鈴鹿サーキット レーシングコース フルコース : 5.821km

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL : 059-378-3405

### 第 4 条 大会役員

大会公式プログラムにて公示する。

### 第 5 条 参加者資格および指名登録

#### 5-1 ライダー

競技車両 1 台につき 1~2 名のライダーを登録すること。他チームと重複して登録することはできない。また、2026 年度に有効な MFJ ロードレースライセンス（国際/国内/フレッシュマン/ジュニア）所持者を登録すること。

※国際ライセンス保持者を登録する場合、必ず国内ライセンス以下のライダーを同一チームのライダーとして登録しなければならない。国際ライダー 1 名のみ、または国際ライダー 2 名でのエントリーは認められない。

#### 5-2 未成年者のライダー

**登録するライダーが未成年（18 歳未満）の場合、下記①~③を提出しなければならない。**

①未成年者競技会出場誓約書・承諾書

②参加大会の誓約書・承諾書

※各種誓約書・承諾書は、ライダー本人の署名および親権者または保護者の署名と実印の押印が必要。

③親権者または保護者の実印の印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）

#### 5-3 ピットクルー

参加申込時にピットクルーを 1~5 名登録すること。当該年度有効な MFJ ピットクルーライセンス所持者の登録を推奨する。ライダーをピットクルーとして登録することはできない。

登録するピットクルーは 16 歳以上でなければならない。登録したピットクルーの変更・追加は可能とするが、5 名を超える追加登録はできない。変更・追加申請の期限は当該レースの選手受付までとする。

### 第 6 条 開催日程・開催クラス

#### 6-1 開催日程

2026 年 5 月 15 日（金）：特別スポーツ走行

2026 年 5 月 16 日（土）：公式予選/公式車検/決勝

## 6-2 開催クラス

バイアスクラス / ラジアルクラス

## 第7条 公式予選・レース周回数

### 7-1 公式予選

20 分間

### 7-2 レース周回数

16 周 ※WET 宣言時はレース周回数を2周減算する。

## 第8条 参加申込・申込期間

### 8-1 参加申込

WEB サイト（モタスポ net.）より参加申込を受け付ける。下記アドレスより期間内に申込を完了すること。

<モタスポ net.>

[WEB イベントエントリー](#)



### 8-2 申込期間

参加申込期間：2026年3月24日（火）12:00 ～ 2026年4月7日（火）23:59 まで

レイトエントリー期間：2026年4月8日（水）0:00 ～ 2026年4月12日 23:59 まで

※レイトエントリー期間での申込は追加料金（5,500 円）が発生する。

### 8-3 変更申請/キャンセル申請

参加申込時の登録情報の変更申請、および参加キャンセルの申請は下記のお問い合わせフォームより行うこと。

電話による参加申込時の登録情報変更および参加キャンセルは認められない。

<お問い合わせ先>

[お問い合わせはこちらから>>](#)



### 8-4 キャンセル規定

参加申込後のキャンセル規定（エントリー料返金）は以下の通りとする。

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ①4月7日（火）まで          | : キャンセル手数料 1,100 円を差し引き返金 |
| ②4月8日（水）～ 5月3日（日）まで | : キャンセル手数料 5,500 円を差し引き返金 |
| ③5月4日（月）以降          | : 全額負担                    |

## 第9条 参加定員

9-1 定員は44台とする。

9-2 申込みの順番は、申込み時間の早い順番に決定され、定員に達した時点で受付を終了する。

## 第10条 参加料

1 台：38,400 円（税込） ※特別スポーツ走行料を含む

## 第 11 条 料金規定

項目	料金(税込)	備考
トランスポンダー補償料	¥ 77,000	破損・紛失した場合に支払うものとする。
車両変更手数料(1 台)	¥ 5,000	MFJ 国内競技規則 付則 4 12 に準ずる。
マーキング部品変更手数料	¥ 10,000 (一部品につき)	MFJ 国内競技規則 付則 4 12 に準ずる。

## 第 12 条 もてぎ・鈴鹿共済会(以下MS共済会)

12-1 ライダーおよびピットクルーは MS 共済会に加入しなければならない。※ピットクルー分は参加料に含まれる。

12-2 MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。

①年間加入は SMSC 会員、もしくは MCoM 会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。

②暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とする。

エントリー時に暫定加入していないライダーは選手受付時に現金にて暫定共済会費を支払うものとする。

加入者	料金(1 名につき)
ライダー	¥7,000

12-3 未登録のライダーやピットクルーに対して MS 共済会などの補償は行われない。

## 第 13 条 クレデンシャル（身分証）と通行証

13-1 参加申込が正式に受理された参戦者には、登録されたライダー・ピットクルーへクレデンシャルが郵送される。  
大会期間中は必ず携帯すること。

13-2 参加者の移動用車両は、大会事務局が交付する通行証を提示していなければ、パドックへの通行ができない。  
また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。  
通行証を確認できない場合は、予告無しでレッカー等にて移動する場合がある。

13-3 パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従うこと。  
駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー等にて移動し、参加者に罰則を科す場合がある。

13-4 パドック駐車枠における車両以外の物による場所取り行為は禁止する。  
車両以外の物が置かれている場合は、主催者により撤去される場合がある。

13-5 交付されるクレデンシャルや通行証は他に貸与・転用してはならない。  
貸与・転用した場合、また複製等不正使用した場合は罰則が科せられる。

## 第 14 条 ピット・パドックの使用

14-1 大会期間中のピット・パドック内整備エリアは、大会事務局によって割り当てられる。

14-2 大会期間中、割り当てられたピット・パドック内整備エリアは変更することができない。  
ただし、参加者相互で交換・変更する際は、互いに了承した上で大会事務局に申請し、やむを得ない事由と認められた場合は変更できることがある。大会事務局の許可なく変更した場合は罰則を科す。

14-3 燃料取り扱いについてはチームの責任において十分注意すること。

14-4 パドック内における移動時は歩行者を優先とし、十分に安全を配慮すること。

14-5 コース外周路へは徒歩のみの移動とし、車両・オートバイ・自転車などの乗り入れは禁止される。

## 第 15 条 選手受付

選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

①SMSC/MCoM ライセンス ※デジタル会員証の提示とする。

- ②ライダーの MFJ ライセンス ※デジタル会員証の提示とする。
- ③車両仕様書
- ④装備品申告書
- ⑤もてぎ・鈴鹿共済会暫定加入用紙(SMSC/MCoM 非会員のみ・現地で支払う場合のみ)
- ⑥MFJ メディカルパスポート ※提示義務あり (各自で準備し、ライダーは必ず携帯すること)  
※メディカルパスポートは MFJ ホームページ内、各種申請書ページからダウンロードください。
- ⑦誓約書・承諾書
- ⑧その他、主催者が指示する書類

## 第 16 条 参加競技車両

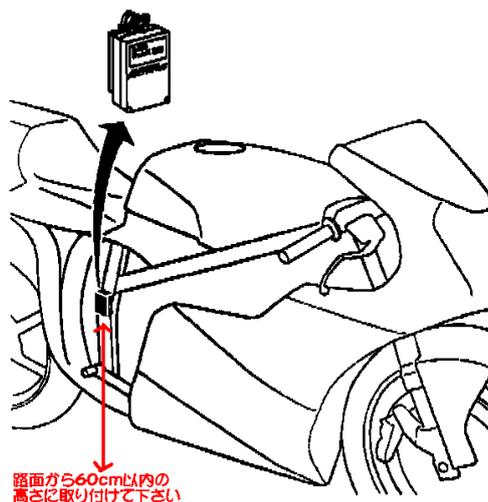
参加車両は以下の車両に限定される。

BMW G310R 型式：0G01, 0G41

BMW G310GS 型式：0G31 ※フロントホイールを G310R 用 17 インチに変更すること。

## 第 17 条 自動計測装置(トランスポンダー)

- 17-1 参加者は、自身で所有する MY LAPS 社製マイポンドーもしくは主催者が貸し出すトランスポンダーを使用しなければならない。参加申込時にマイポンドーのトランスポンダー番号、貸出利用有無の申請を行うこと。
- 17-2 MYLAPS 製マイポンドーまたは主催者が用意する貸出用トランスポンダーを未装着で走行、および登録されたトランスポンダー以外での走行は罰則 (タイム抹消など) が科される場合がある。
- 17-3 参加者は、使用するトランスポンダーが走行中、常に計測できる状態に機能させる責を負う。マイポンドーを使用する場合、自身で十分な充電を行い出走すること。マイポンドーに不具合が生じた場合、主催者の用意する貸出用トランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- 17-4 貸出用トランスポンダーは貸出から返却までの期間、参加者が管理の責を負う。
- 17-5 マイポンドーは他の参加者と共有することはできない。
- 17-6 貸出用トランスポンダーについては各レース終了後 1 時間以内に返却すること。  
予選不通過車両は当該予選結果発表後 1 時間以内とする。
- 17-7 貸出用トランスポンダーを万一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず 1 個につき 77,000 円 (税込) が主催者より請求される。
- 17-8 貸出用トランスポンダーとマイポンドーを同時に取り付けての使用は禁止する。
- 17-9 トランスポンダーは専用ホルダーを使用しタイラップ等で確実に固定すること。  
取り付け位置は地面から 60cm 以内で、熱や振動の影響を受けにくい位置とする。  
推奨位置は下図を参照すること。



## 第 18 条 公式車両検査・ライダーの装備

- 18-1 参加競技車両の公式車検は公式通知に示された時間にて指定場所(A1 パドック内 車検場)にて行う。
- 18-2 参加者は指定の車検場に受付完了印のある車両仕様書および装備品申告書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込まなければならない。外したアンダーカウルも持参すること。
- 18-3 ライダーが競技中に着用しなければならない装備品は MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10 に基づくものとし、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。
- ①ヘルメット
  - ②レーシングスーツ
  - ③エアバッグ式プロテクション  
競技会開催時に満 30 歳以下および満 50 歳以上の参加者は MFJ 登録製品のエアバッグ式プロテクションの装着を義務とする。その他の参加者についてもエアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。
  - ④ヘルメットリムーバー
  - ⑤脊柱プロテクション
  - ⑥チェストガード
  - ⑦グローブ
  - ⑧ブーツ
- ※マウスガードの使用は推奨されるが、公式車検の際に車検員によって検査されない。
- 18-4 ヘルメットおよび装備品は、公式予選、決勝レースを通じて公式車検に合格したものを使用しなければならない。また公式車検前の走行においても公認された適切なものを使用すること。公式車検には複数の装備品を確認のために持ち込むことができる。
- 18-5 車検長は必要と判断した場合、公式車検の時間外であっても競技監督の承認を得て参加者の車両検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が科せられる。
- 18-6 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検に合格することを保証するものではない。
- 18-7 鈴鹿サーキット内で販売される燃料を使用すること。異なる銘柄のガソリンを混ぜて使用することはできない。ガソリン購入後にガソリン購入証明ステッカーを受け取り、車両仕様書にステッカーを貼りつけること。

## 第 19 条 下見バス

- 19-1 当該レースの特別スポーツ走行前までに以下の 2 つの条件の両方に当てはまる選手は、下見バスに乗車することが義務付けられる。
- ①過去 1 年間で鈴鹿サーキット（南コースは含まない）のスポーツ走行の走行時間が 60 分未満。  
※東コース・フルコースは問わず、過去 1 年間の起算日は当該大会の特別スポーツ走行実施日とする。
  - ②2024～2025 年シーズンにおいて鈴鹿サーキット主催レースの出場実績がない。  
(決勝レースを完走して 1 回の出場とみなす)

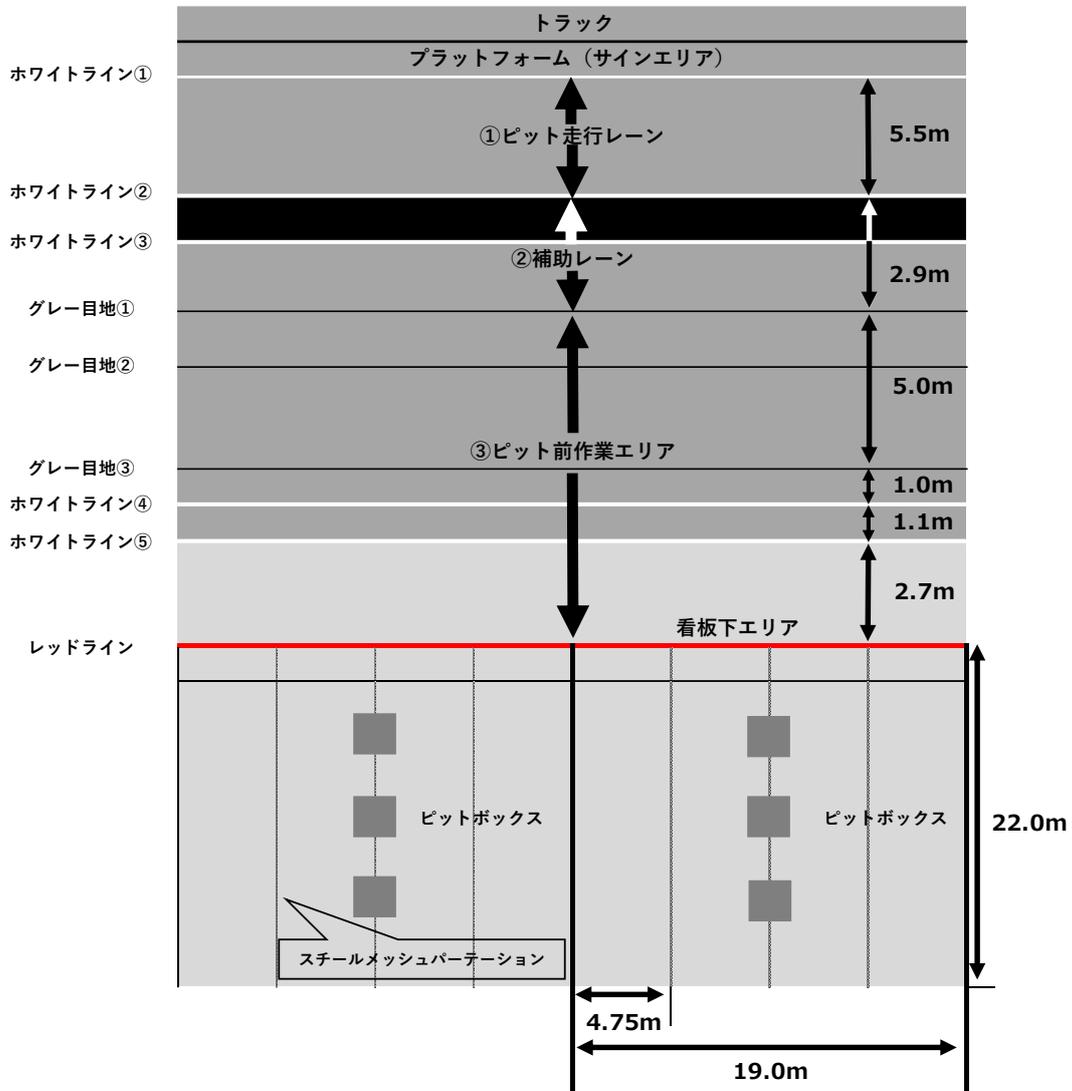
## 第 20 条 ブリーフィング

- 20-1 特別スポーツ走行 走行前ブリーフィング  
5 月 15 日(金)の特別スポーツ走行に出走するライダーは、このブリーフィングに出席する義務がある。
- 20-2 ライダーズブリーフィング  
全てのライダーに出席の義務がある。特別スポーツ走行 走行前ブリーフィングに出席していても、ライダーズブリーフィングに出席しなければならない。

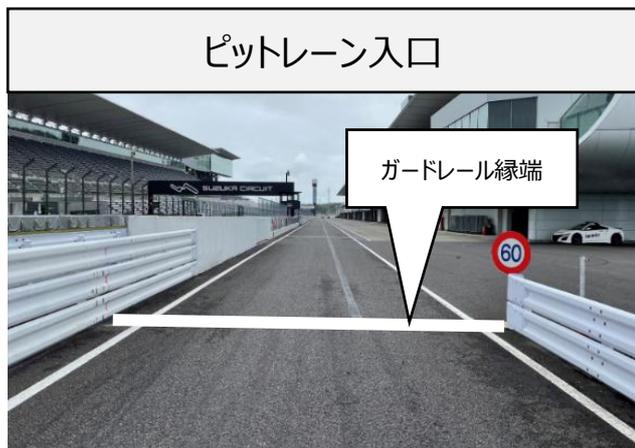
## 第 21 条 ピットレーン

- 21-1 ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の 3 つに区分される。

- ①ピット走行レーン : プラットフォームとホワイトライン②の間の部分。  
ピットインおよびピットアウト専用の区域。
- ②補助レーン : ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。  
ピット走行レーンかピット前作業エリア (あるいはその逆) へ移動する時に通過する区域。
- ③ピット前作業エリア : グレー目地①とレッドラインまでの部分。  
ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。  
ただし、看板下エリアでは給油を伴う作業は禁ずる。



21-2 ピットレーンの速度制限は 60km/h とする。違反した場合、罰則を科す。

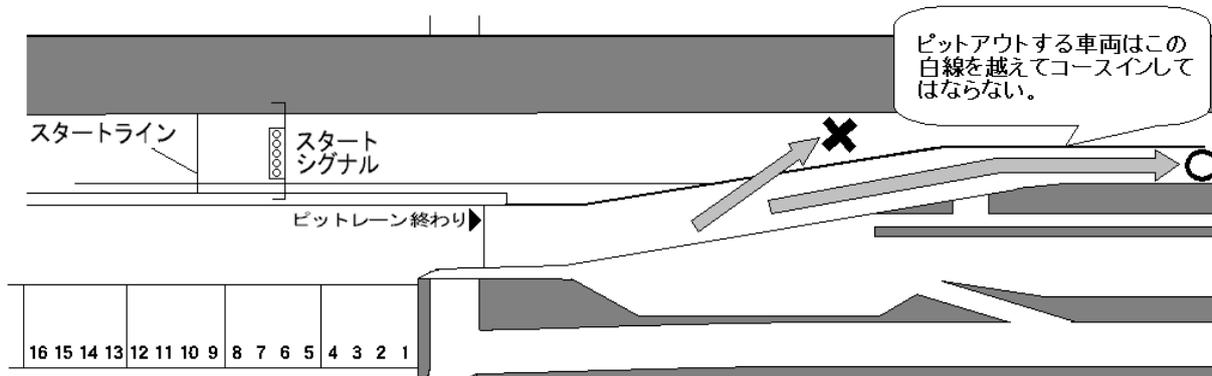


21-3 ピットレーン先端シグナルライトについて、大会期間中を通じて「赤」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「緑」が点灯していればコースインすることが出来る。無灯や青灯の点滅の場合は緑灯と同様に扱う。

21-4 ピットレーンでは上記 20-1 ①のピット走行レーンを走行し、補助レーン・ピット作業エリアの走行は最小限にとどめること。

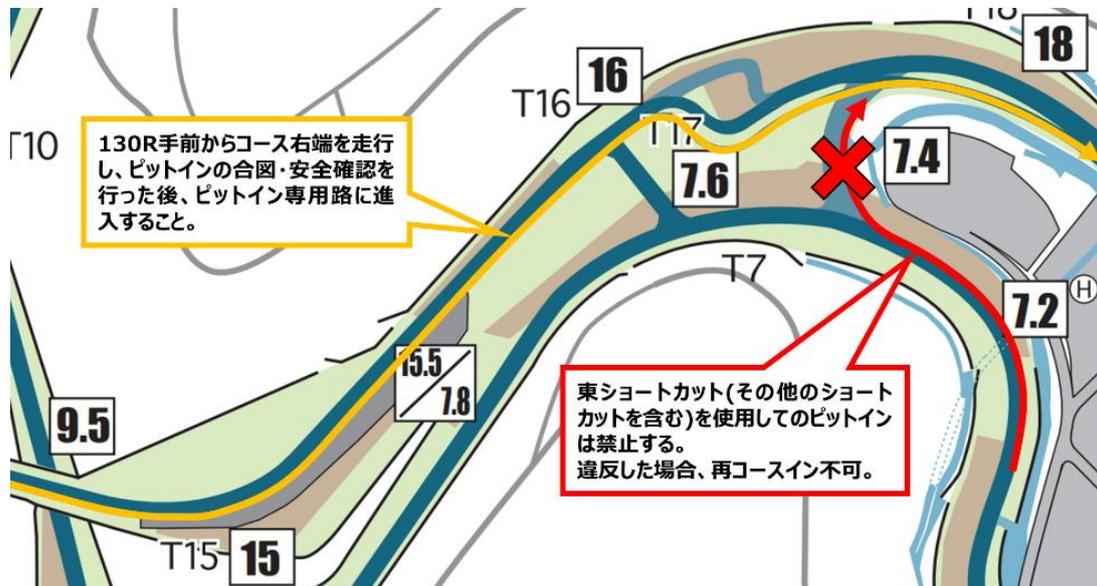
21-5 ピットアウト

- ①コースインするライダーは、第 2 コーナーを通過するまでコース右端に沿って走行すること。コースインは各自の責任において行わなければならない。コース上の走行車両との合流に最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないように行うこと。
- ②ピット出口から第 1 コーナーにかけて引かれている白線は以下の通り運用を行う。
  - 1) ピットレーンよりトラックに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
  - 2) このラインはトラック上を走行中の車両を制限するものではない。



## 21-6 ピットイン

- ①ピットインする際は 130R 手前より走行ラインをコース右端に取り、手または足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路に進入すること。
- ②ピットインはピットイン専用路を使用しなければならない。東ショートカットおよびその他のショートカットを使用してのピットインは禁止する。違反した場合、当該セッション中は再コースインすることはできない。ただし、次のセッションについては走行を認める。
- ③ピットイン時、車両が停止するまでトランスポンダーの電源は切らないこと。



## 第 22 条 走行中の注意・遵守事項

- 22-1 コーナーオーバーランまたは転倒後は、周囲の安全確認を行った後にコース復帰すること。
- 22-2 コーナーオーバーラン、転倒後の再スタートやショートカット（シケイン直進によるショートカット等）により、当該ライダーに優位性が発生、または周囲の安全確認を怠ってコース復帰した場合、以下の罰則を科す場合がある。

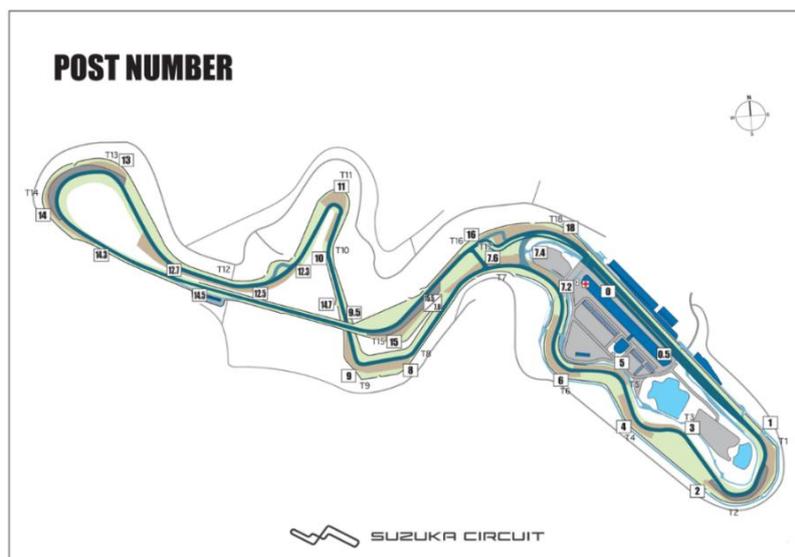
### 【罰則内容】

- 公式予選中 : 当該ラップタイムの抹消
- 決勝レース中 : 審査委員会の裁定による

### 22-3 フラッグポストについて

下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン 1 周目の際に必ず位置を確認すること。

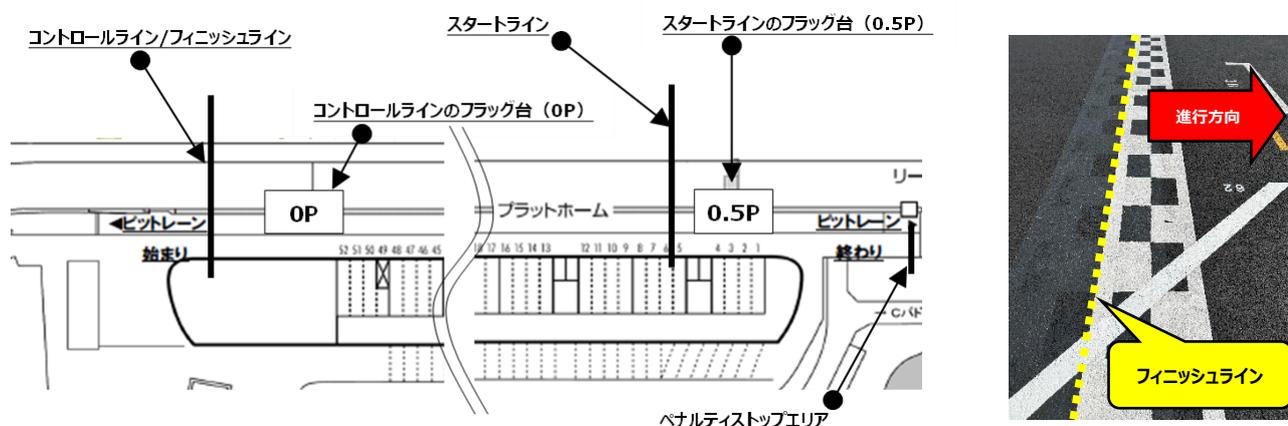
フルコース : 0~18 ポスト (計 29 箇所)



#### 22-4 ライトパネルについて

フラッグと併用して各ポストに設置されているライトパネルを運用する。ただし、公式シグナルとしてはフラッグが優先される。使用されるライトパネルの表示例はブリーフィング資料を確認すること。

#### 22-5 スタートラインとコントロールライン/フィニッシュラインは下図の通りとする。



### 第 23 条 公式予選

23-1 予選方式は、MFJ 国内競技規則付則 4-16 公式予選のとおりとする。

23-2 公式予選の義務周回数は定めないが、少なくとも 1 周はラップタイムが計測されなければならない。

23-3 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを 1 周しピットインすること。

23-4 予選・決勝レース出走可能台数は以下のとおりとする。

フルコース	
予選	決勝
44 台	44 台

23-5 ウェイティング（繰り上げ出場）の申請方法

MFJ国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 16-2-10に基づく。

ウェイティング申請の時間は**暫定結果発表後30分以内**とする。

リタイア届の提出期限は予選走行終了後、1時間とする。

※複数組での予選の場合、最終組の予選走行終了後1時間とする。

23-6 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。

23-7 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。

23-8 予選タイムにおいて 2 台以上のチームが同一のラップタイムを記録した場合、最初にそのラップタイムを記録したチームが優先され順位が決定される。なお、複数組で予選を行う場合、各予選の開始から経過した時間で最初にそのラップタイムを記録したチームが優先され順位が決定される。

23-9 公式予選の出走ライダーは自由とする。公式予選中のライダー交代は可とする。

### 第 24 条 スタート前チェック

24-1 決勝レース出場者は、タイムスケジュールに従い指定された場所で必ずスタート前チェックを受けなければならない。

24-2 スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。

スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。

## 第 25 条 スタート

- 25-1 ピットレーンおよびグリッド上でのタイヤウォーマーは禁止する。(余熱使用も含む)
- 25-2 決勝レースのスタート方法はル・マン式スタートとする。  
グループ分けを行わず全車一斉スタートとする。天候、その他の状況によりスタート方法を変更する場合がある。
- 25-3 ライダーの走行順序は問わない。(スタートライダー申請は不要)
- 25-4 サイティングラップ終了後グリッドに戻ったライダーは、オフィシャルが赤旗 2 本を静止提示している場所で一旦停止し、ライダーはエンジンを切らなければならない。その後ライダーまたはチーム員が押し歩くような速さで所定のグリッド位置(※画像 1)につくこと。その際にライダーは降車しても乗車したまま移動しても良い。サイティングラップを行わないライダーは押し出しで正規グリッドにつくことができる。  
整列した競技車両はスタート 3 分前の表示までエンジンの始動を禁止とする。
- 25-5 スタート 7 分前の表示(ボード表示/警告音)とともに競技車両はプラットフォーム側のポジション(※画像 1)に整列し、スタートライダーは反対側(グランドスタンド側)のドット(※画像 2)に向かい、スタート合図まで競技車両に移動してはならず、片足はそのドットに置くこと。



画像 1



画像 2

- 25-6 スタート 5 分前までに競技車両の調整を完了させなければならない。さらに調整を希望する場合、ピットレーンまで押し戻し調整を行うこと。
- 25-7 スタートライダー以外のペアライダーまたは正規のピットクルーであり、かつスタート補助要員申請にて申請された 1 名は、スタート補助要員として競技車両の後尾を支え待機すること。スタート補助要員は必ず長袖・長ズボン・シューズ(肌が全て隠れる物、レーシングスーツ及びライディングブーツも可)および 2 輪用ヘルメットを着用すること。グローブの装着は推奨される。  
その他のピットクルーはスタート 5 分前までにピット内に退避すること。ただし、正規のピットクルーであり、かつエアバッグ装着補助要員申請にて申請された 1 名は、エアバッグ装着補助要員として待機することを認める。エアバッグ装着補助要員はエアバッグ式プロテクションのワイヤー接続作業のみ認められ、他の作業は一切認められない。  
なお、エアバッグ装着補助要員は必ず長袖・長ズボン・シューズ(肌が全て隠れる物)および 2 輪用ヘルメットを着用し、選手受付時配布のエアバッグ装着補助要員用腕章(白色)を必ず装着すること。
- 25-8 スタート前のエンジン始動は、競技車両を支えるスタート補助要員が始動装置(セル・スターター)を使用してスタート 3 分前から 1 分前の間に始動すること。
- 25-9 スタート合図は日章旗の振り上げによって行われる。
- 25-10 スタート 1 分前までにエンジン始動できなかった競技車両は、全車スタート後フラッグマーシャルが「PUSH」ボードを提示した後にアシスタントによる押しがけスタートが許可される。「PUSH」ボードの提示箇所はコントロールラインのフラッグ台(OP)及びスタートラインのフラッグ台(0.5P)とする。
- 25-11 エンジンが始動しない場合はピットレーンへ移動し、ピットクルーの作業を受けて再スタートすることができる。
- 25-12 スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。
- 25-13 スタートにおける反則は、タイム加算ペナルティが科される。
- 25-14 スタートにおける反則以外に於いてもタイム加算ペナルティを科すことがある。

## 第 26 条 決勝時のピットストップについて

26-1 走行中、ライダーは必ず腕章を右腕上腕部に着用しなければならない。

第 1 登録ライダー：青色                      第 2 登録ライダー：黄色

1 名で参加する場合、最初のピットインまでは青色の腕章を着用し、ピットイン後は黄色の腕章を着用すること。

26-2 全チームはライダーの登録数に関わらず、必ず 1 回ピットインしライダー腕章を付け替えなければならない。

ただし、ライダーを 2 名登録しているチームは、ライダー交代をもってライダー腕章を付け替えたのみならず、

ライダー交代もしくは腕章の付け替えの際は、必ずエンジンを停止すること。

何らかの理由により 2 名登録のチームが 1 名のライダーで走行する事になった場合、大会事務局へ申告すること。

赤旗等の理由によりレースが中断され再開されなかった場合、ピットインしていなかったチームに対し競技結果に

30 秒のタイム加算を科す。

1 人のライダーで 12 周以上走行することは出来ない。11 周終了時点までにピットストップし、ライダー交代を済ませること。ライダー交代のためにピットインしたピットレーン上のコントロールラインで規定の時点を迎えてはならない。

1 人のライダーが 12 周以上を走行した場合、1 周減算のペナルティを科す。

26-3 赤旗中断のレースが再開される場合、赤旗提示時にピットレーンにいた車両についてはピットインしていたとみなし、ライダー交代（腕章付け替え）が認められる。

ピットレーンとは速度制限開始のラインから終了のラインの間を指す。

26-4 腕章はレース終了後に必ず大会事務局へ返却すること。

## 第 27 条 赤旗時について

27-1 決勝時に赤旗を提示する場合、MFJ 国内競技規則 付則 4-24-1 に準ずる。

24-1-2 をケース A、24-1-3 をケース B、24-1-4 をケース C として運用する。

27-2 赤旗後の再スタートについては、MFJ 国内競技規則 付則 4-25-1-8 クイックリスタートが適用される。

再スタート進行の詳細はブリーフィング資料に記載する。

27-3 再開後のレース周回数はピットモニター、放送等で発表される。

27-4 再開されたレースが再び赤旗になった場合、そのスケジュールを変更する場合がある。

27-5 赤旗提示後 5 分以内に、マシンに乗ってまたはマシンを押してピットレーンに戻ってこられないライダーは再スタートできない。ただし、競技結果が 2 周以下の再スタートでは全ライダーが再スタートできる。

東ショートカットを使用してピットへ戻ることは認められない。

## 第 28 条 レース終了

28-1 トップが定められた周回数を終了した時点で、トップ走者にコントロールラインのフラッグ台（OP）にてチェッカーフラッグが振られる。

28-2 レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち 5 分を経過した時である。

28-3 同着と判定された場合は、レース中のベストラップタイムによって順位を決定する。

28-4 赤旗提示によるレース終了の場合の順位

MFJ 国内競技規則 付則 4-28-3 に準ずるが、以下の 2 項に該当するライダーはフィニッシュラインを通過したとみなされない。すなわち周回数は考慮されるが、順位はフィニッシュラインを通過した完走者の後ろとなる。

複数のライダーが存在する場合は周回数とフィニッシュライン通過順による。

①赤旗が提示された時点で、レースを続行していなかったライダー

②赤旗提示後 5 分以内にマシンに乗って、またはマシンを押してピットレーン(ショートカットは認められない)に戻って来なかったライダー

## 第 29 条 順位認定

レース結果にて順位を得るためには、以下の項目をそれぞれ満たさなければならない。

- 29-1 優勝者がフィニッシュした後、前条の終了時間以内に、フィニッシュラインを通過しなければならない。
- 29-2 ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 29-3 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

## 第 30 条 参加者の遵守事項

- 30-1 何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイア届を提出すること。
- 30-2 全ての参加者は競技会期間中、競技役員の指示に従わなければならない。
- 30-3 許可された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 30-4 ピットレーンおよびプラットフォーム（サインエリア）に立ち入る場合、草履、スリッパ、サンダル、ハイヒール等安全性が低い履物は禁止する。また、競技役員が上記履物以外に危険と判断した場合は指導する。
- 30-5 参加者は主催者、大会後援者、大会審査委員会や他参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 30-6 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 30-7 全ての参加者はスポーツマンシップに則り行動しなければならない。
- 30-8 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)をしてはならない。
- 30-9 いかなる場合でも産業廃棄物(タイヤ、バッテリー、カウル等)の不法投棄は禁止する。違反した場合は、当該チーム・ライダーに対して罰則を科す場合がある。
- 30-10 不必要なエンジンの空吹かし、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走行為を行ってはならない。
- 30-11 参加するライダーは、公式通知にて指定されたブリーフィングに必ず参加しなければならない。事前に連絡無く欠席した場合、一切の走行が認められない。
- 30-12 これら参加者の違反に対する罰則は、最終的にライダーへ科せられる場合がある。

## 第 31 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。  
受診していない場合、もてぎ・鈴鹿共済会の適用から除外される場合がある。

## 第 32 条 賞典

バイアスクラス：1 位～3 位 正賞  
ラジアルクラス：1 位～3 位 正賞

## 第 33 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 33-1 参加申込の受付に際し、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 33-2 チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- 33-3 競技監督および医師団長が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 33-4 ゼッケンナンバー、ピット、パドックの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 33-5 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について

許可することができる。

- 33-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像などの、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 33-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 33-8 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止めおよびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

#### **第 34 条 大会役員の実任**

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、万が一その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

#### **第 35 条 本規則の解釈**

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

#### **第 36 条 公式通知の発行**

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通告される。

- ①参加者向け情報ダウンロードページに掲出される。
- ②ライダーズブリーフィングで配布される。
- ③緊急の場合は場内放送で伝達される。

#### **第 37 条 本規則の施行**

本規則は当該大会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

## 第2章 バイアスクラス車両規則

車両は以下の両方の規則に合致していなければならない。

①2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則

第51条 車両基本仕様

②2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則

第55条 NEO STANDAR クラス車両規定

ただし、出場車両については2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則 第55条 NEO STANDARD クラス車両規定 ～1) に規定している出場車両は適用せず、本特別規則 第1章 第16条に基づく。

## 第3章 ラジアルクラス車両規定

車両は以下の両方の規則に合致していなければならない。

①2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則

第51条 車両基本仕様

②2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則

第55条 NEO STANDAR クラス車両規定

ただし、出場車両については2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則 第55条 NEO STANDAR クラス車両規定 ～1) に規定している出場車両は適用せず、本特別規則 第1章 第16条に基づく。

また、タイヤについては2026 FUN&RUN! 2-Wheels 特別規則書 第4章 FUN&RUN! 2-Wheels 車両規則 第55条 NEO STANDAR クラス車両規定 ～5) の⑦に規定している指定タイヤの制限は適用しない。

スリックタイヤの使用は不可とする。

以上

## もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

### 1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円~ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円  外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

### 2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頭部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの などに對しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

#### 1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

#### 2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

### ご契約、事故に関するお問い合わせ先

#### 取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

#### ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL:059-226-5161 FAX:059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

#### 事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

# もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

## ～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

### 1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。利用記録がなければ保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。ただし、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



### 2. ご請求書類

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から負傷された皆様へ、保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



### 3. ご請求手続き

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。



### 4. 保険金振込

保険会社に書類が到着し不備がなければ、通常 10 日ほどでご指定いただきました口座に保険金が振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405

営業時間 : 10:00～16:00